⑶　入札書及び申請書等の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　入札公告の日から平成30年10月３日（水）までの土曜、日曜及び祝祭日を除く毎日午前10時00分から午後４時00分までとする。
②　提出場所　上記⑴に同じ。
③　提出方法　持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。なお電送による提出は受け付けない。）
⑷　開札（入札執行）の日時及び場所
①　日時　平成30年11月５日（月）午前11時00分
②　場所　上記⑴８階の中日本高速道路株式会社　名古屋支社　入札室
４　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　入札者は、開札日の前日までの間において、契約責任者から申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格を有しない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑸　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると契約責任者が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、契約制限価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑹　契約書の作成の要否　要。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他詳細は、入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Kiyohisa Kondo, Director General of Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.
⑵　Classification of the products to be procured : 2
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Kerosene JIS No.1 K2203 280,000 liter.
Attention : As the scheduled supply of kerosene is the expected quantity based on the past record of supplies, it does not guarantee the actual supplied amount.
⑷　Delivery period : From the next day of contract through 30 April 2019.
⑸　Delivery place : HIDAKIYOMI interchange in TOKAI-HOKURIKU expressway, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited : 318, Natsuumaya-Kiyomi-Town, Takayama-City, Gifu, Japan, and other 15 places.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the open tender are those who shall.
①　Not come under Article 11 of the Central Nippon Expressway Company Limited regulation concerning the contract procedures.
②　Have been qualified through the examination of the documents submitted. Submit following documents till 16 : 00 3 October 2018. (by registered mail till 16 : 00　3 October 2018)
・Copy of the commercial register.
・Document that described company career.
・The latest financial statements.
・Copy of certificate of tax payment.
③　Have not received suspension of designated contractor status after the acceptance of application form for this tender.
④　Have proven to have actually sold or delivered more than 140,000 liter of Kerosene JIS No.1 K2203 in a year.
⑤　Have proven to be able to bring the products to the requested places within 24 hours after orders are issued.
⑥　Meet the requirements of specifications.
⑺　Time-limit for tender : 16 : 00　3 October 2018. (Tenders submitted by registered mail : 16 : 00　3 October 2018.)
⑻　Contact point for the notice : Contract Team, General Affairs and Corporate Strategy Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited, 2―18―19 Nishiki, Naka-ku, Nagoya, 460―0003, Japan. TEL 052―222―1448

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成30年８月13日
契約責任者　西日本高速道路株式会社
中国支社　支社長　小橋　慶三
◎調達機関番号　419　◎所在地番号　34
○第13号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入等件名及び数量　保全サービス事業部他事務机更新　什器等14商品（詳細は入札説明書のとおり）
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期限　契約締結日の翌日から150日間
⑸　納入場所　西日本高速道路株式会社　中国支社（広島県広島市安佐南区緑井２―26―１）
⑹　入札方法　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入するものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　維持管理役務、物品・役務及び労働者派遣における取引停止事務処理要領（平成21年要領第150号）に基づく取引停止の対象者に該当しない者であること。
⑶　競争参加資格確認申請書の提出時に過去３ヶ月以内に発行された納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３、その３の２、その３の３のいずれか））の写しを提出できる者であること。
⑷　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
3　入札手続等
⑴　担当部署　西日本高速道路株式会社　中国支社　総務企画部　経理課　課長代理　松川　英充　〒731―0103 広島県広島市安佐南区緑井２―26―１　電話082―831―4441
⑵　入札説明書、入札者に対する指示書等の交付期間及び交付方法
①　交付期間　平成30年８月13日（月）から平成30年９月４日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く。）。
②　交付方法　入札情報公開システムより、提供する。
https://www.epi-asp.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06E0060006400600
当案件のダウンロードに必要なパスワードは、「182001701」である。
なお、通信環境の不具合等やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない者は、上記交付期間の毎日午前10時00分から午後４時00分まで、本公告３⑴の場所において入手することができる。
⑶　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格を有することを確認するための資料（以下「申請書等」という。）の提出期間、提出場所及び提出方法
①　提出期間　平成30年８月13日（月）から平成30年９月４日（火）までの休日を除く毎日午前10時00分から午後４時00分まで。（ただし、郵便（書留郵便に限る）又は託送（※１）（以下「郵送等」という。）により提出する場合は、平成30年９月３日（月）午後４時00分までに本公告３⑴へ必着させること。）
②　提出場所　本公告３⑴に同じ。
③　提出方法　持参又は郵送等により提出すること。（電送による提出は認めない。）
※１　託送とは、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便で書留郵便と同等のものをいう。以下同じ。